

参 加 差 押 通 知 書

滞 納 者			住 所 (所 在 地)								
			氏 名 (名 称)								
滞 納 金 額	年 度	期 別	税 目	税 額	延 滞 金 額	過少申告 不 申 告 加算金額	重 加 算 金	滞 納 處 分 費	小 計	納 期 限 督促状発付日	
				円	法律による金額 円		円	円	法律による金額 円	円	
					法律による金額 円				法律による金額 円		
					法律による金額 円				法律による金額 円		
	合 計			円 及び上記の法律による金額							
参 加 差 押 財 産			名 称	数 量	性 質	所 在		差 押 年 月 日			
参 加 差 押 年 月 日			年 月 日	執行機関名					備 考		
上記の市税等については、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、当該市税等を徴収するため、国税徴収法第86条第1項第1号の規定に基づき、既に滞納処分による差押えがされている上記財産について、執行機関に参加差押えをしましたので、通知します。 (根拠法令－国税徴収法第86条第2項、第4項) 年 月 日 〔滞納者 氏名〕 様 美唄市長 印											

注意 1 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分について不服がある場合には、前項の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に、美唄市(訴訟において美唄市を代表する者は、美唄市長となります。)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 この処分については、第1項の審査請求に対する裁決を経た後でなければ、処分の取消しの訴えを提起することができませんが、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1)審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。

(2)処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3)その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

摘要 この通知書は、「参加差押書」と併せて複写により作成すること。